

町田市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年(2025年)2月20日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例

町田市スポーツ推進審議会条例（平成20年3月町田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げるスポーツの推進に関する重要な事項について<u>調査審議</u>し、答申する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>公募による</u>市民 2人以内</p> <p>(6) 略</p> | <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げるスポーツの推進に関する重要な事項について<u>調査、審議</u>し、答申する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、<u>町田市教育委員会の意見を聴いて</u>、市長が委嘱する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 市民 2人以内</p> <p>(6) 略</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。